

令和2年度後期における金沢市介護サービス事業所等 感染症防止対策費補助について

金沢市介護保険課

※変更部分は網掛けにしています。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止のため、介護サービス事業所等に対して衛生用品の購入費用を補助します。

2. 補助対象者

本市内の別表に掲げる事業所等を対象とします。

なお、補助金の交付申請等は、運営法人単位です。

3. 補助対象経費

- ・新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止を目的とした衛生用品の購入費用を対象とします。なお、一部の衛生用品が入手困難であること等を踏まえ、代替品や衛生用品の材料も対象とします。

(対象例)

- (1) マスク
 - (2) 医療用ガウン及びウイルス感染防護服
 - (3) ゴーグル、フェイスシールド及び保護めがね
 - (4) 手袋
 - (5) 消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム溶液及び次亜塩素酸水
 - (6) 石鹼
 - (7) 体温計
 - (8) うがい薬
 - (9) アクリル板
 - (10) 使用済みの物品を格納又は廃棄するための容器
 - (11) 上記の物品の代替品、部品、材料等
 - (12) その他、必要と認められるもの
- ・ 令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間に契約し、納品されたものを対象とします。
 - ・ 国、県など他の制度により、補助金の交付を受けた経費は、対象にはなりません。

4. 補助金の額

・別表入所施設等の区分に掲げる介護サービス事業所等のうち、入居又は入所に係る定員が30人以上のものにあつては、1事業所あたり10万円を上限として、その他の事業所は、1事業所あたり5万円を上限として補助します（補助率10/10（千円未満切り捨て））。

・同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて1事業所とします。

（例）

- ①指定居宅サービスと、指定介護予防サービス・介護予防型サービス・基準緩和型サービス
- ②介護予防型サービスと基準緩和型サービス
- ③福祉用具貸与と福祉用具販売

5. 申請手続

- ・申請者は事業所等ではなく、運営法人です。複数の事業所を運営する法人はとりまとめてご提出ください。
- ・交付申請書、実績報告書、補助金請求書のほか、以下の添付書類等をご提出ください。

【添付いただく書類】

- ①納品書の写しなど購入した衛生用品の内容がわかる書類
- ②領収書（写）、レシート（写）など支払金額及び支払い済みであることが確認できる書類

※対象用品の確認のため、マーカーやメモ書きをお願いします。
（特に、補助対象外の購入物品などが混ざっている場合）

6. 提出期限

令和3年4月9日（金）まで（※郵送でご提出ください）

7. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせは、混み合う可能性がありますので、可能な限り電子メールでお寄せくださるようお願いいたします。

（問い合わせ先）

金沢市介護保険課 企画庶務係、事業者管理係

電話番号 076-220-2264

F A X 076-220-2559

電子メール kaigo@city.kanazawa.lg.jp

別表 介護サービス事業所等の区分

区 分	介護サービス事業所等
入所施設等	<p>特定施設入居者生活介護を行う事業所</p> <p>介護老人福祉施設（平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定されていた一部ユニット型介護老人福祉施設を含む。）</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>介護療養型医療施設</p> <p>認知症対応型共同生活介護を行う事業所</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に規定する養護老人ホーム</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅</p>
その他	<p>訪問介護を行う事業所</p> <p>訪問入浴介護を行う事業所</p> <p>訪問看護を行う事業所</p> <p>訪問リハビリテーションを行う事業所</p> <p>通所介護を行う事業所</p> <p>通所リハビリテーションを行う事業所</p> <p>短期入所生活介護（特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの空きベッドを利用して行うものを除く。）を行う事業所</p> <p>短期入所療養介護を行う事業所</p> <p>福祉用具貸与を行う事業所</p> <p>特定福祉用具販売（特定福祉用具貸与の指定を受けていない場合に限る。）を行う事業所</p> <p>居宅介護支援を行う事業所</p> <p>介護予防支援を行う事業所</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所</p> <p>夜間対応型訪問介護を行う事業所</p> <p>地域密着型通所介護を行う事業所</p> <p>小規模多機能型居宅介護を行う事業所</p> <p>認知症対応型通所介護を行う事業所</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定されていた一部ユニット型介護老人福祉施設を除く。）を行う事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所</p> <p>基準緩和型訪問サービスを行う事業所（訪問介護の指定を受けていない場合に限る。）</p> <p>基準緩和型通所サービスを行う事業所（通所介護の指定を受けていない場合に限る。）</p>

【前期補助からの主な変更点】

項 目	後期（9月分～3月分）	前期（4月分～8月分）
対象期間	令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間に契約し、納品されたもの	令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間に契約し、納品されたもの
補助金の額	定員30名以上の入所施設等：1事業所あたり10万円を上限 その他の事業所：1事業所あたり5万円を上限	1事業所あたり5万円を上限
提出期限	令和3年4月9日（金）まで	令和2年9月15日（火）まで
提出書類 「交付申請書」別表	補助金上限額の算出方法変更	一律上限5万円
提出書類 「事業費明細」の記載方法	領収書単位で記載	品目毎に記載